

## 子供の貧困対策に関する有識者会議（第4回） 議事要旨

日 時：平成29年8月1日（火）10:00～12:00

場 所：内閣府本府3階特別会議室

出席者：

【構成員（敬称略、50音順）】

金子 孝之、木戸 寛捺、工藤 長彦、末富 芳、鉄崎 智嘉子、松村 淳子、  
宮本 みち子、武藤 素明、山野 則子、山野辺 幸徳、渡辺 由美子

【事務局】

小野田 壮 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

川又 竹男 内閣府大臣官房審議官

相川 哲也 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）

児玉 泰明 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）

付企画調整官

神山 修 文部科学省大臣官房審議官

伊藤 史恵 文部科学省生涯学習政策局参事官（連携推進・地域政策担当）

成松 英範 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

《議 題》

1. 子供の貧困の現状及び今後の子供の貧困対策について
2. その他

## ○新任構成員紹介

座長の宮本先生から、神奈川県相模原市健康福祉局こども育成部こども青少年課長 馬場博文様、宮城県利府町子育て支援課長 櫻井やえ子様のお引退について御報告。

その後、新たに構成員に就任された福岡市のこども未来局こども部長の金子孝之様、矢吹町教育委員会子育て支援課長の山野辺幸徳様について御紹介があった。

お二人を含めた新たな構成員名簿に関しては、参考資料1参照。

## ○子供の貧困の状況及び今後の子供の貧困対策の実施状況（平成29年度）、今後の子供の貧困対策について

（事務局）

資料1。

1ページ。「子供の貧困に関する指標の見直しに当たっての方向性について」、こちらは3月にまとめたものであるが、25の指標を中心に、現行指標に追加すべき新たな指標の候補として示されたものを含め、子供の貧困に関する指標を資料として整理したものである。

追加すべき新たな指標の候補となったものは、1ページに赤字で掲載しているものであるが一部、現行指標と並べて掲載したほうが分かりやすいものについては、現行指標の掲載箇所に参考として掲載をしている。具体的には、3ページの子供の高等学校の全世帯の中退率の数値、13ページのひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合の推移である。

次に、前回の会議の後に数値が更新されたものについて紹介する。

3ページの子供の高等学校等進学率、同中退率、4ページの大学等進学率、5ページの同進学率の数値について、平成28年4月1日時点の数値が入っている。

8ページ。就学援助制度に関する周知状況の平成27年度の数値が新たに入っている。

11ページ。就職率の平成28年度に公表された数値が新たに入っている。

16ページ。厚生労働省「国民生活基礎調査」に基づく子供の貧困率の平成27年の数値が公表され、2.4%低下をしているということで、更新をしている。こちらは後ほど議論いただく際の参考として御覧いただければと思う。

続いて、資料2を御覧いただきたい。本資料は、子供の貧困に関する指標の動向及び27年度、28年度の施策の実施状況について取りまとめをしたものである。

1枚目の表紙は、2ページ以降の表に整理した施策の実施状況について、主なものをピックアップしたものである。

1 ページ。子供の貧困に関する25の指標の動向について、最新値、直近値をまとめているものである。

こちらは色分けをしており、教育の支援に関する指標を緑、生活の支援に関するものを黄色、保護者の就労支援に関する指標を紫、その他経済的支援に関する指標を水色とし、2 ページ目以降の表についても表の分類を色でそろえている。

2 ページ以降は、子供の貧困対策の実施状況についてまとめたものであり、左から順に、大綱に記載の施策、27年度の実施状況、28年度の実施状況とまとめている。

本資料の1 ページ以降については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第7条に基づき公表することを予定しているため、御承知おきいただければと思う。

まず、内閣府より、実施状況について報告する。資料2の21ページのうち「2. 地域における施策推進への支援」、「3. 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開」について説明する。

地域子供の未来応援交付金については自治体が行き組む地域ネットワークの形成を支援するものとして、平成27年度補正予算で創設された。平成28年度においては、調査、計画策定、連携体制整備モデル事業といった、段階を踏んで行う点について、必ずしも段階的な事業実施を求めず、弾力的に取り組んでいただけるように、交付要件の弾力化を実施し、活用促進を図っているところ。

官公民の連携・協働プロジェクトの推進については、子供の未来応援基金について記載している。これについては平成27年10月に創設をしており、平成28年には夏にNPO等の公募を行い、10月に86団体に対し総額約3億円の支援金の交付を行った。現在、各団体においては、全国各地で子供食堂、学習支援、居場所づくりをはじめ、精力的に活動いただいている。

基金の規模については、企業や個人に広く協力を呼びかけ、累計では、平成28年度末時点で約8億円の寄付が寄せられている。

本府庁舎の1階のインフォメーションのすぐ隣には、子供の未来応援基金の寄付付きの自動販売機が置いてあり、いろいろな形で寄付ができるような形を今工夫しているところ。

平成28年は民間における学習支援、子供食堂、フードバンクの活動もそれぞれの皆様の御努力でかなり活性化しており、それぞれの分野で全国的なネットワークをつくるという動きも具体化している。内閣府としては、全国的なネットワークを有する団体を支援の窓口として、相談や問い合わせへの対応、支援物資等の配分調整等を行うマッチングネットワーク推進協議会を発足させ、子供の貧困対策に取り組んでいる企業、団体が行う支援活動と地域におけるさま

さまざまな支援ニーズのマッチングが可能となる体制を整えた。

その他、各省の取組については、各省からそれぞれ説明する。

(文部科学省)

文部科学省から、平成28年度の取組と今後の方向性について説明する。引き続き資料2のエクセルシートで説明する。

2ページ。「教育の支援」の「(1) 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開」について。文部科学省は子供の貧困対策に関する取組として、大きく2つの柱がある。1つ目は学校をプラットフォームとした子供の貧困対策、2つ目は幼児期から高等教育までの切れ目のない教育費負担軽減である。

1点目の学校をプラットフォームとした子供の貧困対策について。学校教育による学力保障ということで、「28年度実施状況」の一番上のセルを御覧いただきたい。教職員定数については、28年度予算においては、教育格差を解消するために、家庭環境などの状況を鑑み、150人教員を追加で配置した。

次に、「学校を窓口とした福祉関連機関等との連携」について。福祉機関との連携ということで、学校と社会福祉に関する知見があるスクールソーシャルワーカーを配置して、連携体制を強化するという体制をとっている。28年度に関しては27年度予算の1.4倍増の3,047人の配置ということで、特に子供の貧困対策が求められる地域について、1,000人分、配置日数をさらに増やすという取組を充実させている。

3ページ。「地域による学習支援」であるが、「28年度実施状況」の2点目のところである。経済的な理由、家庭の事情によって、家庭での学習が困難である者について、地域住民のお力をおかりしながら、原則無料の学習支援である地域未来塾を展開しており、28年度については全国で2,500の中学校区を配置した。また、学校と地域の連携体制を強化するといった観点の学校支援地域本部は、4,527本部と充実を図っているところ。

以上が、学校をプラットフォームとした子供の貧困対策についてである。

次に、教育費負担軽減の観点での特に充実した取組について。

4ページ。「(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上」である。28年度の予算においては、幼児教育無償化の段階的推進という観点で、市町村民税所得割課税額7万7,100円以下、これは年収360万円以下相当の世帯のことであるが、この負担軽減を図るため、第1子の年齢にかかわらず第2子の保育料を半額、第3子の保育料を無償化という形の措置を28年度実施した。

また、低所得のひとり親世帯に関しては、市町村民税非課税世帯、これは年

収約270万円以下の世帯のことであるが、第1子以降全て無償、270万円超360万円以下の世帯に関しては、第1子は半額、第2子以降は無償とする特例措置を28年度に創設した。

6 ページ。高校生等の奨学給付金の充実について。28年度予算については、非課税世帯第1子の給付額を、国公立に関しては5万9,500円、私立に関しては6万7,200円とし、前年度に比較して大幅に増額させた。

7 ページ。大学生向けの実施状況について。大学生等への無利子奨学金の充実について、28年度は、貸与型の無利子奨学金の充実として、前年度に比較して6,000人の増加を図った。

口頭で申しわけないが、29年度の実施状況について報告する。子供の貧困対策のためのプラットフォームの充実と教育費負担軽減の2つについてだが、28年度において、まず学校をプラットフォームとした子供の貧困対策については、地域の教育資源を活用した教育格差解消プランを、29年度予算としてパッケージで新しい取組、新規で体制を整えているところ。

取組としては3点。1点目は図書館を資源としたブックリストや指導法の開発など、読書機会の充実を図ること。2点目は、アウトリーチ型、訪問型の家庭教育支援を図ること。3点目は、高校中退者向けの学習相談・学校支援の事業化である。教育費負担軽減については、29年予算で、給付型奨学金を創設した。

29年度に関しては、先行実施であるため、私立大学に進学し、かつ自宅外から通学する非課税世帯の方を対象としている。また、通常であれば国公立3万円、私立が4万円という月額給付額であるが、社会的養護が必要な方については、それに加えて入学時に別途一時金の交付も先行実施において行っている。

30年度からの本格実施については、各高等学校で定める基準に基づき、住民税非課税世帯を対象として実施する方向で、制度設計をしているところ。

また、無利子奨学金については、貸与基準を満たす全ての方が貸与を受けられるよう、29年度予算から切りかえている。特に住民税非課税世帯の子供たちには、成績基準を実質的に撤廃した。

(厚生労働省)

厚生労働省の子供の貧困対策について、28年度取組と今後の方向性を資料2で説明する。

平成28年度取組全体的には、平成27年12月に取りまとめられた愛称「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき平成28年の通常国会で児童福祉法の改正が成立し、平成28年12月に支給される平成28年8月分の児童扶養手当から第2子以降の加算額を最大倍増に引き上げることに加え、ひとり親家庭等の支

援に総合的に取り組んできた。

4 ページ。上から 3 つ目の箱に記載されているが、特に幼児期の負担軽減について、文部科学省同様、保育園にいても同じような負担の軽減をしている。

8 ページの一番上の段。児童養護施設等で暮らす子供に対する学習支援、あるいはひとり親家庭等の子供の相談、学習支援について。

平成28年の実施状況は左から 3 つ目であるが、引き続き児童養護施設等に入所する中学生に対する学習指導等を行った。ひとり親家庭については、平成27年度に以前に実施していた事業を再編し、子供の生活・学習支援事業として、ひとり親家庭の子供に対して児童館、公民館、民家等において悩み事の相談、基本的な生活習慣の習得支援、あるいは学習支援、食事の提供等を行う、子供の生活・学習支援事業を実施している。

10 ページ目の上から 2 つ目。子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱えるさまざまな課題に対して生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供できる支援である。

ワンストップで提供できるような支援については、ひとり親家庭の相談窓口において母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員という方を配置することによって、ワンストップで寄り添って支援をするという体制の整備を引き続き図った。さらに平成28年度からは、児童扶養手当の現況届を毎年 8 月に提出する際、例えば生活、就業、養育費の確保というさまざまな課題に対して相談できるような体制の整備を支援する取組を実施している。

17 ページ上から 2 つ目の箱に記載している高等職業訓練促進給付金という事業について。今までは支給期間が 2 年であったが、一方で、例えば看護師については資格取得が 3 年かかるため、その 3 年間分についても支給可能とした。また、2 年の修業期間という支給要件があったが、例えば調理師や製菓衛生師は 1 年で修業期間が終了するため、修業期間に係る要件を 1 年に緩和することで、そういった資格も取得可能とするような支援の充実を図った。

今後の方向性として 3 点、口頭で説明する。

1 点目が、社会的養護の子供たちの自立支援の充実である。平成28年の通常国会で児童福祉法が改正され平成28年 4 月から自立援助ホームの対象者について大学修業等の者は 22 歳の年度末まで利用できるようにした。

また、社会的養護自立支援事業として、平成29年度の予算措置で、里親等の委託や児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、原則 22 歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けることができるように、社会的養護の子供たちの自立支援の充実を図っている。

2 点目が、ひとり親家庭に対する支援である。「すくすくサポート・プロジェクト」に基づく支援策を平成29年度においてももしっかり実施できるようにして

おり、積極的な取組を進めることとしている。

さらに、ひとり親家庭に対する児童扶養手当について、国会審議の際の附帯決議において、ひとり親家庭支援策の充実や児童扶養手当の支払回数を所要の措置を検討するという附帯決議をいただいております、これらを踏まえた対応について、引き続き検討を進めることとしている。

3点目が、生活保護世帯の子供の大学進学支援である。骨太の方針において、「生活保護世帯の子供の大学等への進学を含めた自立支援に必要な財源を確保しつつ取り組む」とされており、現在、生活保護制度の見直し等を議論している関係審議会において、大学等への進学を支援する上でどのような方策が必要かということ等を議論し、平成30年度予算編成過程の中で具体的な検討を進めている。

#### ○地域子供の未来応援交付金について

(事務局)

資料4「地方公共団体の取組支援（地域子供の未来応援交付金）について」。

「子供の貧困対策に関する大綱」では、様々な貧困対策の施策をより効果的に推進をするためには、地域の実情に応じた地方公共団体の取組が非常に重要であるということ等を位置づけており、そのための自治体の取組支援を行うことを盛り込んでいる。

そこで、平成27年度補正予算において、内閣府は、自治体における実態調査・計画策定、連携体制を整備すること、モデル事業の実施を支援するために、「地域子供の未来応援交付金」を創設した。

交付金について、全国知事会からは、平成29年5月の緊急提言ということで、「地域での取組をより効果あるものとしていくための予算の恒久化と運用の更なる弾力化」が要望されている。

一方で、平成29年6月に実施された内閣官房・内閣府本府等行政事業レビュー公開プロセスにおいては、「事業全体の抜本的な改善」が必要との評価結果となっている。

交付金の概要については、2ページ目に記載している。都道府県・市町村に対し内閣府から交付金を支給する。具体的には、実態調査・資源量の把握、あるいはそれを受けての支援体制の整備計画の策定、連携体制の整備ということで、コーディネーターを配置して様々な機関の連携を図るための体制の仕組みをつくるための整備費用、また、その体制を活用した先行的なモデル事業を行う場合の事業実施に当たっての費用等を支援している。

次の日本地図は、「これまでの交付金活用自治体」を示しており、色を塗っているのが都道府県として活用いただいているもの、丸が市町村として活用いた

だいたの数である。

平成27年度補正予算で交付金の執行2.0億円と執行率が非常に低いのが問題点である。

また、28年度補正予算については、現在執行中で、2.3億円と執行率が23.1%であるが、まだまだ執行に向けて努力をしているという状況である。

こういった点も踏まえ、今回の行政事業レビューとして対象に取り上げられている。公開プロセスは、外部の有識者の方に、様々な観点から、規模の大きい事業、制度の改善の余地が大きいと考える事業について指摘をいただくという取組である。

具体的な評価結果・取りまとめコメントは一番下に記載しているとおり、事業全体の抜本的な改善を行うべきとなっている。取りまとめコメントについては次のページにも記載をしている。

大きく論点1と論点2に分け、それぞれについて現時点で内閣府としてどう考えているかということについて説明する。

1つ目は、子供の貧困は全国的な課題であるということをもって、国が全国一律に対策を進めようとしたことには大いに疑問がある、都市部、地方部の事情の違いや、取組姿勢・体制等を勘案して、優先順位をつけて実施をするべきではないか、という指摘。取組姿勢・体制等を見て優先順位をつけて支援をするという内容であり、全ての自治体が調査を行うとしている現在の体制についての指摘。

これについて、内閣府としては、地域における子供の貧困対策の出発点として、地域の実情を把握し、実態に応じて取組を進めていくため、また、子供の支援のための事業を行う上での必要性、有効性を把握するためにも、実態把握のための調査を実施していただくことには意義があると考えている。

引き続き、子供の貧困対策の施策につながる取組体制等を確認しながら支援をするとともに、調査項目の設定や分析をより効果的なものとするための方策、回収率を上げるための方策について検討してまいりたい。

2つ目、子供の貧困対策の推進という目的を達成する手段として、事業内容が有効であるか。連携体制の整備とそれを使ったモデル事業という仕組みについて、連携体制の整備が自己目的化していないか、それが本当に機能しているか。あるいはコーディネーターとしてNPOに委託した場合、どうもNPO任せになってしまって、行政が中心としてやるということを確認すべきではないかという指摘。

これについては、地域において実態調査、体制の整備を行いながら、自治体と民間が連携して、総合的に子供の貧困対策に取り組むことが重要であると考えている。



ただし、支援が必要な子供に確実に支援を届けるという本来の目的につながる事業の実施に重点を置きながら、KPIの設定の効果検証のあり方、さらに事業内容についても、地域における連携体制の確立など、子供の貧困対策のより効果的な実施に資するように見直しを行った上で、この交付金というものを位置づけてまいりたい。

交付金の見直しの方向性等についても、本日意見をいただければと考えている。

#### ○意見交換

以下のとおり、給付型奨学金やソーシャルスクールワーカー等について、意見交換を行った。

##### (末富構成員)

大きく3つ論点があると思っており、1つ目の子供の貧困対策そのものの今後の方向性というような総論は後に回し、残りの2つ、各省からの説明いただいた事業自体の改善の方向性と、交付事業について先に各省の事業にかかわることで、教育支援について幾つかのお願いをしたい。

1つは、大学等の給付型奨学金が創設されたのは非常に喜ばしいことだが、学生支援機構からいろいろなガイドラインが高校の現場に来ており、運用がかなり現場の負担になっている。加えて、割当数が都道府県によってまちまちで、見えない仕組みになっていて、現場の先生方がいろいろな都道府県の似たような状況の高校のネットワークに聞き合わせた際、何でうちはこんなに少ないのだといった状況も生まれているため、一層の充実をお願いしたい。

また、給付型奨学金についてはまだ申請者が少ないという報道が流れていたかと思うが、かなりハードルが高い。これまでの有識者会議ではいろいろな指摘がされてきたが、生活困窮世帯の子供たちほど、良い成績をとったり、優秀な活動をすることが難しい中で、大きくメリットベースに偏った運用になっているのではないか。大事な基準であることは分かっているが、生活困窮世帯の子供たちの実態に沿って、例えば大学進学等への強い意欲が見られる等の基準の緩和を考えていただいたほうが、高校現場としては運用に困らない学校もある。

もう一つ、地方創生の関係で23区の大学の新增設の規制があるが、子供の貧困対策の観点から非常に心配している。都市部の特に18歳人口の進学機会が制約されることによって、本当は大学に行きたかったけれども、断念して専門学校に就学する。都会の学生で、特に低所得層の学生は地方の大学に行くような余裕がない。そういうときに、不本意就学の問題が生まれ、そのことが子供た

ちの進路にとって大きな悪影響を及ぼすのではないかと深刻に懸念している。高校の現場も進路指導でかなり困っていると聞いているので、都市部の子供たちにとっての悪影響というものをもう一度検討いただけないか。

それから、本当に地方創生と言うならば、低所得世帯の多い地方在住者の大学進学機会の確保について、特に女子の進学率が低いということは分かっているため、給付型奨学金の充実とともに、地方からの進学を促せるような高校進路指導や高大接続・連携の改善があると、地方の意欲ある若者が希望する進路に進める。一層の充実をお願いしたい。

この件に関しては、当事者の木戸さんの意見も是非伺いたい

### ●給付型奨学金等について

(木戸構成員)

私は今、貸与型の奨学金と給付型の奨学金の2つを併用して大学に通っている。

給付型奨学金を受けるに当たって、評定平均が4.5以上という成績要件と世帯収入の状況があり、申請に当たっては成績に加え、先生に推薦書を書いていただかなければならないので、学業以外にもう1つ活動を行わなければならないという点から、ハードルは非常に高かった。

給付型奨学金も、大学に入ってから支給だったため、入学金としては間に合わず、私と同じ奨学金を借りている人で、入学金が払えずに大学に進学をするのをやめたという人もいた。給付型奨学金が入学後に重要な役割を果たすというのもそうなのだが、受験料や入学金など入学前の状況にもう少し影響を与えられるようにならないといけないと考える。

(渡辺構成員)

給付型奨学金ができたのは、子供たちにとっても明るい兆しであり、できたということは非常に喜んで迎えられており、学習会に来る子供や母親も涙を流して喜んでいる。しかし、実態としてもらえるかどうかというところでは、まだまだ額も規模も小さいため、是非これは大きくしていただき、本当に困っている方たちがしっかりともらえるように思っている。

木戸構成員の言うように、入学前に非常にお金がかかるという問題が、奨学金だけだとなかなか現行の制度では難しい。私たちは学習会の母親方に、入学の前にお金が必要なので、学生ローンを申し込んでおいてくださいねとか、入学金はこれで払いましょうとか、先々の金銭教育のようなことをしているが、そういうことも伴わないと、実態としてはなかなか行きづらい。

給付型奨学金自体は非常に良いものだと思っており、国がつくったことによ

って、地方が独自につくったり、企業がつくったりと、いろいろな給付型奨学金が増えているということもあるかと思う。是非大学に行きたい子供が借金をしなくても行ける制度をより広めていっていただければと思っている。

(鉄崎構成員)

今話があったように、お金がついてこないというような現実があるし、貧困所帯だと、ついお金が入るとほかに使用してしまうという可能性もある。できれば、こういう給付というのは現物支給という形に持っていく方法はないのかという思いがあるため、現物支給も視野に入れ、考えていただけたら思う。

(武藤構成員)

児童養護施設の子供たち向けにも今年度から大学等の給付型奨学金が始まった。先ほども話があったように、あまり成績は問わないということで、成績が3.8以上などの縛りをしていただいていたのを取り払ったが、文言の中には「成績優秀、かつ」ということが残っている部分があり、児童養護施設の子供たちは一部の子供たちしか使えない。そのため、ハードルを下げていくというのか、教育の機会均等ではないが、今まで虐待をされて、もともと能力があるが、発揮できない子供たちがいるので、そういう点では今回の給付型奨学金をもっと多くの人たちが使えるようにしていただきたい。聞くところによると、大分申請が少ないということもあるため、使い方を少し考えていただきたい。

加えて周知。この制度が今年度からということだが、末端に行くと、細かい制度の周知ができていなくて、それが私のところにもいろいろな形で質問が来る。その都度、厚生労働省とか文部科学省に連絡をしながら進めているため、周知をもう少し徹底しないといけないのではないかな。

(文部科学省)

御意見をいろいろいただき感謝。給付型奨学金に関しては、今年度29年度から創設された事業ということで、これからの改善が必要な部分を多々含んだ形での御指摘だと思う。

例えば限られた予算の中で、それでもやはり厳しい方、社会的養護が必要な方について、29年度実施分については、自宅外から私立大学に進学する者で非課税世帯といった枠組みとはまた別途の枠として措置するなど、29年度の先行実施の中でも工夫をした。また、30年度からの本格実施においては、原則、在籍の高校で推薦基準を定めていただいて推薦していただく。人数の割当ては、これまでの所得実績等を勘案しながら行ったが、いろいろ御指摘もいただいた。改善できるところはしっかり改善していく必要があると思う。

30年度から本格実施のガイドラインの中には、もちろん成績基準であるとか、学校で諸活動についてを各校長が踏まえて推薦基準を策定し、その上で推薦していただくが、社会的養護が必要な者については、文部科学省のガイドラインの中でも通常の推薦基準とはまた別途の枠で勘案して推薦されることも可能であるということをしっかり1ページ設けて明記している。

先ほど周知の不十分さという御指摘もあった。ガイドラインの中においても、方針を示していることを改めて周知することも含めながら、30年度本格実施以降の充実を図っていきたい。

また、数の少なさというところで、予算の充実を鋭意頑張っていきたい。

(宮本座長)

給付型奨学金ができたことは大変前進ではあるが、一方で、給付型になれば条件として成績優秀というのがついて回るという傾向があり、学校が選定するとなると、どうしても成績優秀ならとか、学ぶ意欲が高ければという条件がつく。社会的養護の子供たちだけではなく、家庭にいる子供の問題も同じような問題があって、成績優秀ということだけがひとり歩きすることによって救済できないことがある。このあたりのところを是非御検討いただく必要があるのではないか。

(文部科学省)

1点だけ加えさせていただく。日本学生支援機構から各学校向けにということで、4月に示した30年度からの本格実施に当たってのガイドラインの中で、学力及び資質というのは十分大切な要件であるが、最初に書いてある推薦基準で考えるべき柱とは、人物についてであり、その後に健康について、そして学力、資質について、家計についてという枠組みになっている。そして、推薦に当たっての留意点の中でも筆頭に掲げてあるのは、学習状況の評価に加えて、進学意欲や目的、進学後の人生設計を含めて総合的に判断していただきたいということである。

この趣旨についての周知は、御指摘のとおり、これからも引き続き充実していかなければいけない。

(宮本座長)

あと、鉄崎構成員が言うように、本来子供のために使うためのお金が、実は複雑な状況の中では使われないということもあり得るという意味で言うと、単にお金の給付だけの問題ではなく、もっと緊密な見守り、あるいは伴走的な支援とセットになったものが必要であると思う。

●スクールソーシャルワーカー等について  
(山野構成員)

今の奨学金の話でもそうだが、いろいろな手を打っているが、なかなか届いていないということが一番身につまされる。

私はスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーもしていて、今の高校の話なども、学校の先生は全然理解されていない。

そのため、例えば指標の中で、どれぐらい何をして、どれぐらい周知が行き渡ったのかというような、何となく生活保護の大学進学率が前は何%で今度は何%に変わりましたというのは、何をしたら上がったのかが分からないし、何をして奨学金のことも利用されるようになったのか、各教育委員会とか学校が努力をするような示唆を入れるような指標にしないと、実態がなかなか。先日も暴力行為が減ったというのは、先生方の努力が絶対あると思うが、先生方は子供たちが変わったのだという。何が良かったのかというのが全然つかめていない。

私の資料で、先ほどの公開プロセスのところであった、必要な子供に確実に支援を届けるという本来の目的に関する指摘については、前回も言わせていただいたので、データを見せる。

1枚目。中央値以上と困窮度を50%ライン以下でⅠ、Ⅱ、Ⅲと分けている。これは大阪の調査で、ホームページにも上がっている。約10万件のデータである。

資料2枚目の右上、就学援助、今の奨学金に関係するような就学に関する支援のところだが、困窮度Ⅰの方のため、全国でいうと122万円以下ということになりますね。全国より大阪は低い市町村もあるので、122万円よりも低いかもしれない。その中で困窮度Ⅰの方で就学援助を受けたことがない方が14.6%いる。確実に受けられる方である、その下図の児童扶養手当も同様に、困窮度Ⅰの方の10%ほどが受けていない。これは大阪の特徴ではなくて、他府県も同じ傾向である。目標値として指摘されているような、確実に届けないといけないのはここである。ここが半減して、1年後には7%まで、2年目にゼロというような目標が立てられるような、指標の作り方が必要ではないか。

もう1点関連して、イギリスの例だと、アウトリーチ、つまり、最も苦しい層の方にどれぐらい誰が接触したのか、貧困度が上がった、収入が上がったということを効果指標にするだけではなくて、どれだけいろいろな人がこの世帯に接触できているのかということも指標になっている。そんなことも重要ではないか。

もう1点。学校プラットフォームについては、私も一生懸命推進しているところだが、スクールソーシャルワーカーはすごく増員されているが、どこの県

もスクールソーシャルワーカーが何かできるのか分からないまま学校にばらまかされている。その人たちは、つながる仕組みがないので、学校へ一人急にぼんと入っても何もできない。そのため、数が入るということがすごくもったいない。去年12月でも相談件数はゼロというスクールソーシャルワーカーがいた。これが実態でもある。

そのため、どうやって動いていくのか、ソーシャルワークの技術というのは厚生労働省管轄になってくる。例えば、児童相談所の児童福祉司の研修は厚生労働省でとりまとめている。今回、児童福祉法改正でかなり増員されている。ちゃんと育成から手を打っているが、スクールソーシャルワーカーは全く数だけ各自治体がとにかく増やしなさいとなっているため、非常にリスク。クライアントからの連絡が携帯電話にどんどん入って、土曜日、日曜日に職業意識のコントロールがないまま動いているスクールソーシャルワーカーや自治体もある。専門職としての認識の統一や周知が自治体がない。とにかく相談があったことは全部受けないといけない、夜昼関係なく。枠がないから、週1回というような勤務のため、そんなことも起きている。

是非、ソーシャルワークとは何かとか、専門職で入るということは、厚労部門とリンクして、育成に力を是非入れていただけたらと思う。

(末富構成員)

子供の貧困に関する資料1の8ページ、「就学援助制度に関する周知状況」というのがあるが、一番困窮している世帯に情報が行き渡らず、制度が利用されていないというのは、大阪府調査を見て私も衝撃を受けたが、自治体の中には就学援助を周知しないでほしいと学校に言う自治体がある。

なぜかという、財源が一般財源化して自治体の裁量になっているため、財政力が厳しい自治体は、そういう制度があることを知らせないでくれと学校に言っている。

このことは、各自治体の責任もそうだが、本当に就学援助費は一般財源でいいのかという点もある。もともと国庫補助2分の1であったものを一般財源化したときに懸念されていた、財政力が厳しい自治体で、かつ人口規模が小さくて体力がないところで行き渡らなくなるのではないかという心配が現実になっている。子供に関する財源や国庫補助のあり方については、地方任せにしないでいただきたい。特に就学援助は2005年の一般財源化の当時から懸念されていたことが現実の問題となっていて、周知状況もぼちぼち上がってはいるが、恐らく最後の2割、3割というのは物すごく消極的な自治体で、そうした自治体で生まれ育つ子供たちや家庭にとって不利益が現に生まれていると判断している。本当に財源問題については、厳しい状況だとは分かっているが、国庫補助

すべきものは国庫補助にならないかというお願いを改めてしておきたい。

(文部科学省)

就学援助の一般財源化の部分に関しては、全体として政府方針に基づいてなったところだが、必要なときに必要な者に情報が行き届くようにということは、省として言っているところ。先生御指摘のような自治体の状況については私は承知しておらず、本日御指摘があったようなことは担当課にも申し伝えたい。

(厚生労働省)

ソーシャルワーカーについて。スクールソーシャルワーカーが大変なことになっているという御指摘が中心だったと思う。資格としては厚生労働省であるが、いろいろ御指摘があったように、様々な研修とか、児童福祉司の研修などもつくっているため、また文部科学省ともよく連携をし、我々で何かお手伝いすることがあれば、中身は具体的なものを聞きながらやっていければと思う。

(渡辺構成員)

就学援助もそうだが、情報が行き届かないという問題の一つの解決策として、マイナンバー制度が始まったため、申請主義ではなく、実態を把握した上で必要な家庭にちゃんと届けるということができないのかなと思っている。現場で聞いていると、マイナンバー制度が始まったことで、生活保護家庭の子がアルバイトをしていることを捕捉をされ、不正に受給していることが分かるといったように、低所得の家庭だけ大変になっているような話があるが、本来、あの制度を入れたことでもっともっとできることがあると思う。

そういう意味では、就学援助や児童扶養手当は、しっかりと自治体がやろうとすれば把握ができるものではないかなと思うため、申請を待たずにできることがあるのではないかな。

資料2の10ページにあるように、ワンストップ窓口ということで厚生労働省がひとり親家庭の相談窓口でいろいろなことをやるとか、現況届の相談に来たときにいろいろな相談に乗るといのはすごくいいというのは、実際にされている方からも聞いているし、例えば私たちが学習支援をする際も、現況届のお知らせを入れる中に一緒に学習支援のお知らせも入れて応募を募るなど、そういうことで自治体が持っている個人情報の子供の貧困対策にしっかりと使っていこうという流れがある中で、もう少し積極的にやる方法もあるのではないかな。

(松村構成員)

実際、地域の中で子供の貧困対策、例えば居場所であるとか、いろいろな情

報を必要な家庭に届けていこうとする中で、情報を届けることでいじめ問題につながったり、周りの目を気にして情報をシャットアウトする家庭があるのも事実。マイナンバー制度を活用して低所得者に対して情報を提供するのではなく、全ての家庭に出さないと、実際には地域の中では展開できないというのが今の実態。支援をしてほしいと思っている家庭でも、支援をしてもらうことによって周りからどんなふうに見られるのだろうとを感じる家庭もある。そこは自治体や地域によって状況は異なると思うため、工夫していくのが一番。

また、スクールソーシャルワーカーの関係だが、先ほど山野構成員からの御指摘もあったように、週1回とか、週2回という勤務体制のため、地域とネットワークをつなげていくというのが非常に困難。ぽつんと一人で学校に入られて、学校の中で自分の立ち位置がどうなるかというのもそうだが、例えば私も健康福祉部では、児童相談所を所管しているが、児童相談所なり、あるいは福祉の立場の人間が学校とやりとりしようとしても、スクールソーシャルワーカーがいないときがあるため、ネットワークがつなげられない。最終的には、副校長や指導主事など先生方の手を介して情報のやり取りをする形で、同じソーシャルワーカー同士でのコミュニケーションがとれないということも現場として多々あるため、学校をプラットフォームにと言われている一方で、なかなかプラットフォームとして機能していないというのが現実。

京都府では、スクールソーシャルワーカーの配置も派遣型であるため、派遣型として、ある一つの学校をコアにしながら派遣という形でカバーしているというのがベースであり、そういう状況では、地域のコミュニケーション、ネットワークというのがつなげられないと思うので、スクールソーシャルワーカーの質の問題もそうだが、地域の真のネットワークができるような体制を是非お願いしたい。

(山野辺構成員)

貧困の問題については、特定の家族、家庭を支援するというのはなかなか難しいため、全体的な事業での検討を考えていかなければならない。

就学援助関係については、地方にとって一般財源化ということで地方任せにしないで、以前の国庫2分の1といった体制に、是非とも検討をお願いしたい。

(山野構成員)

例えば、この困窮度Ⅰの人を集めて何かをするという意味ではない。皆に同じように案内をした上で、困窮度Ⅰの方たちが参加するような特別取組をされていますかということである。

例えば、子供食堂も学校で実施しているところと、学校ではない場所で実施



しているところと、私は2カ所関わらせていただいて、学校ではない場所でだと、その校区の小学校の全校児童数の14%しか来ない。学校の敷地内で自治会が中心にやっているところは、この間行ってきて驚いた。学校の中で開催しているため、全校児童の40%が参加している。子供たちにすぐ声をかけられるし、どの子がしんどい子かというのは先生が一番よく分かっているから自然に声をかけたりできる。そんなふうに、学校であると確実に一声あれば行ける。特別に集めて何かしましょうではなく、その人たちに届く努力を仕組みの中に入れないと、事業数の拡大や、資金の投入はいいが、必要な人にどれぐらい届けるのかの努力が必要である。ミスマッチには問題意識を感じている。いろいろな取組を見せていただいて、行けば行くほど思う。

(末富構成員)

スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーは、今回の学校教育法施行規則に位置づけられる職になっているが、配置体制の問題を考えると、義務標準法等への定数化を急いでいただきたい。地方自治体にもお願いしているが、まずは地方公務員の中でスーパーバイザーを育てて、その方だけでも正規化していただかないと、そもそも人材の確保ができない地域も多い。非正規職であるから、優秀な人材が集まらないという構造的課題が指摘されるようになってきたため、スクールソーシャルワーカー自体の質の向上を図りつつ、魅力ある職としての正規化を図ることによって、優秀な人材を動員していくというところにも来たかなと考えている。

## ●生活保護制度等について

(末富構成員)

以前、生活保護世帯の自立の計画書については、もう少し改善の余地があるのではということを行ったが、その後出てきたケースで、今、いろいろな団体が多様な支援のメニューをそろえて、小中高校生に対して、大学生も含めていろいろな支援をしているが、その支援が収入認定されるかどうかをめぐって、いろいろな事例が出てきている。

私もこの件は厚生労働省の保護課に聞いたが、基本的に自立に資することであれば収入認定しないというような原則を厚生労働省としてお持ちということだったため、実務担当者、特に基礎自治体で実務を担われているケースワーカーへの一層の浸透をお願いしたい。収入認定されてしまうことによって、子供たちにとっては、せっかくつかんだチャンスが目の前でもぎ取られていく。そういうケースが発生しないような運用と、その周知をお願いしたい。

(厚生労働省)

担当課が違うが、自立支援に資するような収入認定の方法というのは、確かに私もそういう方針だというのは聞いたことがあるため、担当課に伝え、現場のケースワーカーに周知する方法を考えさせたい。

(宮本座長)

今の末富構成員の民間団体が小中高生への支援というのは、経済支援という意味か。

(末富構成員)

経済支援だけではなく、例えば海外での研修機会とか、国内もそうだが、最近増えているのが、ICT型の学習も含めていろいろな支援をする団体が多いが、それが一々収入認定にひっかかってくる。そのたびに関連団体を含めて苦慮されるというケースが多発している。しかし、一つは支援が充実しているということのあらわれである。子供たちに届くケースが増えている。そのため、収入認定でもめるケースが増えている。ただ、これは厚生労働省の方針が行き渡れば、もう早々に解消できると思っている。

(渡辺構成員)

全くそのとおり。現場でやっても、例えば夏休みにどこかに連れていこう、国会見学に連れていこうというときに、うちでやる場合だと、生活保護家庭とそうではない家庭も含めて、生活困窮も含めてみんな一緒にやっている。なかなかみんな厳しいため、交通費はうちで支給するから行きましょうとなると、その交通費が生活保護家庭は収入認定になるのではないかということで、何百円の話だが、担当課と相談をしなければいけない。せっかく生活保護家庭の子が一生懸命頑張って海外の短期間、2週間ぐらいのものをゲットしたのに、留学はぜいたくなものなので、それはだめというふうになったりとか、そういうことがいろいろ賑わせている中で、やはり子供をしっかりと自立させるという、本来の意義に沿った上で収入認定をさせないとか、現場も細かいことで常に忙しいのに、さらにそういう細かいことで疲弊している。これは食品でもそうである。今、子供宅食などもやろうとしているが、生活保護家庭では一定量の食料費が届くのであれば、それは収入認定をしなければいけないのではないかということで、では生活保護家庭は外しましょうとか、そういうことがある中で、バッシングというのも非常に恐ろしいことである。私たちも国民の皆様ちゃんと理解をしていただくという努力は必要だと思うが、運用側でもより良い支援がちゃんと届くようなことを現場サイドでやっていただけるとあり

がたい。

(宮本座長)

今のお話は非常に重要なことであり、この数年、子供の貧困に対する社会的な関心が高まって、民間がいろいろなところでいろいろな工夫をして、何か少しでも届けようという動きが非常に活発になっている中で、生活保護制度というものとどう関係するのかということがあり、ある意味大混乱。今の話も、現場ではこれが深刻な話であるため、そのあたりを是非整理をしていただく必要があると思う。

(金子構成員)

福岡市においては、昨年度、内閣府の交付金を活用し、子供の生活実態調査を実施した。対象は小学校6年生と中学校3年生の子供と、その世帯としたが、今、議論になっていた相談機能、情報提供の関係を調査したところ、全世帯の傾向から見ると、行政機関から情報をとっている割合は非常に少なく、実は近所の方であるとかインターネットから情報をとっているケースが非常に多い。収入や世帯類型で見ると、収入が低い世帯、また、ひとり親世帯ほど行政機関に対する相談とか情報提供を求める傾向が高いという一方で、行政機関に相談機能があることすら知らない家庭も一定数存在していた。

そういったことで、行政機関の相談機能についてのきちんとした周知徹底であるとか、スタッフとして、スクールソーシャルワーカーであるとか、児童相談所とか、その他窓口の機能強化が是非とも必要だと認識しているところ。

一方で、届かないという議論もあった。私ども福岡市においても、学習支援、居場所づくりについては、文部科学省、厚生労働省の補助を活用し実施しているが、子供の貧困対策と銘打った途端、なかなか集まらない状況がある。

昨年度、単費で子供食堂の初期経費やランニングの補助金制度を活用した事業を実施したが、これについても、例えば周知をする段階で、アウトリーチを特定の対象の世帯、子供にしてしまうと、もう行きませんとはっきり言う方もいるし、例えば子供食堂についても貧困対策をやるのだということを打ち出した上でやるとなると、場合によっては地域の方々からいろいろな御意見もあるということで、非常に困難を抱えている。

以上のことから、実質は貧困対策に資する事業であるが、外に打ち出す際には、そこは十分配慮が必要と感じている。

## ●子供食堂等の居場所について

(宮本座長)

子供食堂は全国に非常に広がっているが、タイプは様々で、目的、趣旨も多

様である。これは行政のある人の発言だが、場合によってはいわゆる貧困家庭の子でない子が来ていたり、親たちが来ていたりといった話もあり、子供食堂一つとってみてもかなり認識に差があり、実態と合わないような言説が流布していると感じている。

(松村構成員)

京都府では、今までひとり親の居場所という形で食事を提供していたところがあるが、そのときでもひとり親に限らず、生活困窮者であるとか、生活保護世帯であるとか、あるいはもうその友人も含めて居場所という形でやっていた。

今年度、「こどもの城」という形で子供食堂に対して、補助制度を創設した。補助に当たっては、本当に何も要件をつけていない状態。子供食堂という形で、地域で最低月1回食事を提供されるのであるならば、私どもは補助しましょうというもの。その対象者が貧困世帯なのか、あるいはそうではなくて、たまたま疲れた親子が来られるところなのか、それは限らないが、衛生面だけはきちんと気をつけてやってくださいとだけ言っている。例えば福祉のほうであるとか、あるいは子供の居場所など、そこに来られる方から次のステップにつなげていく。子供の居場所は、平日型という形で週2回、お風呂まで入れられるような形での生活支援をしており、子供食堂はそういう居場所にもつなげられるような、入り口でやっていきたいと思いますとしている。誰でも来られるような食堂にしない限りは、なかなか来られない。そういう目で見られたくないという意識を持っている方もいるのだと思う。

(鉄崎構成員)

私どもも当事者団体として、逆にどんなところでどんな場所があるのかというのを一生懸命探している。NPOは頑張っているのだが、月に1回やいいところで月に2回である。また、貧困世帯に限るということが難しいのか、一般の母親も来ているため、コミュニケーションの場としてはいいが、ひとり親の場合は母親がいなくて子供だけに行くというのが逆に行きにくい場合が結構ある。そして、調べてみると、そういうところには行けないという意見が多い。

また、月に1回、2回だと、これはある意味いろいろな世帯のコミュニケーションの場所としてあるようで、貧困の子供が行って、そこで食事をしながら友人としゃべるといような雰囲気ではない。だから何とか母親が一緒に行かないでも子供が行けるという形のものがないのかと思って、我々団体が何とかしたいと思いながら、団体もみんな当事者ばかりなため、なかなか手が回らない。このままの状態、子供の居場所、子供食堂というのではちょっと違うのではないかと、常にそう感じている。

子供の居場所で宿題を見るところなど学習の場所は増えてきているため、少なくとも宿題をやるようなところはだんだん広がってくるのではないかと思いき期待しながら見ているが、居場所としての子供食堂はもう少し方法を考えて、自治体からの具体的な指導があってほしいと思っている。

(宮本座長)

今の発言は非常に重要であり、困窮の人たちを対象にするだけだと来ない。しかし、実際には月1回の子供食堂では救済されない。

(山野構成員)

そのため、学校プラットフォームは非常に意味があると思う。イギリスの例では、貧困対策として、今はエクステンデッドサービスになって、以前はスクールという形で、学校の中で子供食堂、学習支援、母子の就労支援まで提供している。全ての学校でそういう形でされているというのを私も見に行った。

その話は日本では学校現場とか各地域からはすごい反感がある。それは教師がやらないといけないと思われるからで、そうではなくて、学校という場所を使って、学童保育のようにいろいろな団体が学校の場所に入っていく。そうすると、全ての子供たちが気軽にサービスを受ける。先ほどの大阪でやっている子供食堂も有料である。ちゃんとワンコイン、100円で御飯を食べる。イギリスも、申し込んだ人に対してではあるが、有料の人と無料の人を分けて全員に提供しているという。そのようなことが学校プラットフォームの意味なのではないか。「制度、サービスがここにありますよ、どうぞ」では、プラットフォームにはなかなかかなりにくいのではないかと思うのが一点。

もう一点は、今の話はスティグマの話から言っていると思うが、教育や日本の文化の問題にもなってくる。イギリスでは、貧困マップを学校も子育てサロンなどの機関も持っていて提示された。なぜ、子どもに関係する機関のみんなが同じようにそのマップを持って説明するのか。どこの地域が真っ赤なのかというのをみんなが知っている。スティグマになるのではないかと質問すると、その考えが分からない、権利だと言う。真っ赤になっている地域へ行けば、たくさんサービスを受けられる。そういう権利で、みんな勉強もしていく。

何が言いたいかというと、子供の貧困とはとか、そういうことを子供たちにも、教師にも教育していかなければならない。つまり研修や、教員免許の中に心理の科目はあるが、福祉の科目はないため、教員は全くそんな観点がなく教師をしている。そういった目先のスティグマの問題はどうしようと言っているも追いつかないのではないかと。いつまでたっても、先ほど出たような意見になるだろうし、変わらない。10年プランで順番にどのように恥ずかしいことでは

なくサービスを受ける権利があるという感覚を教育していくのか、正確な理解を子供たち、教師たちに伝えていくのか、ということは重要ではないかと思う。

(鉄崎構成員)

私も、子供の居場所、そして学習の補習ということは誰がするにしても、学校の間を貸してほしいと言うのだが、なかなか学校がやってくれないため、方法がないかと考えている。

学校というところが子供にとっても親にとっても一番安心できる場所だということ考えていただきたい。

(末富構成員)

時間的にも、大きい話の方にスライドさせながら、総論と各論を行き来するような形にするが、今の話は非常に大事で、子供の貧困対策は個人支援のイメージを持たれていると思うが、実際に先進国にあるのは、イギリスとかニュージーランド、オーストラリアなどのエリア支援である。厳しいエリアをターゲット化して、そこに教職員加配、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーや、あるいは家庭の支援員を集中投資していく形がとられている。

今、子供の貧困対策としていろいろな支援のメニューを関連省庁で準備しており、活用できている自治体も多いが、本当に必要な自治体の中のエリアが活用できていないのではないかという懸念はある。例えば全国学力・学習状況調査の結果を文部科学省は持っている、厚生労働省は乳幼児検診受診率を持っていると思うが、それを組み合わせると大体厳しいエリアは見えてくる。

そういったところに集中的に投資できるような仕組みを、おそらく都道府県のレベルでは心配な市町村は分かっていると思うため、掘り起こしていくようなエリア支援の仕組みというのも、子供の貧困対策のグレードアップに向けては非常に大事だと思っている。

また、各論で言い忘れたのだが、ひとり親世帯の支援のときに、婚姻歴のあるなしで寡婦控除が使える使えないような細かいハードルがある。一度結婚して離婚したときに寡婦控除の対象になるのだが、今の世の中、結婚とか婚姻とかパートナーシップの形態も多様化しているので、できればひとり親世帯の支援は婚姻歴の有無でハードルをつけないほうにスライドするほうがいいかと。特に10代の妊娠、若い母親の場合には、彼氏に逃げられるパターンが非常に多くて、その方たちが頑張って就業したとき、寡婦控除の適用がないというようなハードルがある。そちらは、厚生労働省に制度の改善は要望したいと考えている。

(鉄崎構成員)

今の意見について、常に厚生労働省に我々団体としてはずっと要望している。そのため、厚生労働省として我々のずっと言っている未婚の母、そして別れた後の寡婦になってからの寡婦控除といったものを是非、改めて前向きに考えていただきたい。

●指標等について

(渡辺構成員)

子供の貧困に関する指標を新しいメニューを加えていただいたのは、すばらしいと思っている。それについて、気になるところを幾つか。

まず1つ、高等学校の中退率が入ったのは、高校に行くだけではなくて、ちゃんと高校を卒業させようという点から、すごくいいと思う。ただ、中退率という書き方がいいのかどうか。卒業率というのも出ていたと思うが、現場では今一部の高校で中退率を下げようという名のもとに、あまり成績のよろしくないような、厳しい環境の子供を通信制の高校に転校させるなど、要は中退ではなくて転校させることで中退率が表面上は上がらないようなことをしているが、結局、その子供たちは支援から漏れているという実態もある。そのような状況の中、せっかくその高校に入ったので、できれば最初に入った高校にいる間に何らかの支援がつながるようなことがいいと思う。卒業が厳しい子供たちには、その高校と連携をしてNPOが支援をすとか、そういう形ができればいいのかなと思う。

学力に課題のある子供の割合というのが入っていて、これは指標としては非常に良く、必要なものだと思うが、これが前面に出てきてしまうと、結局、生産能力がない、成績が悪い子供たちはだめなのかといった倫理的に厳しい問題も絡んでいること、また、やまゆりの問題などもある中で、成績が悪い子供たちというのが、イコール、自立をしないからだめだと短絡的に捉えられないように、予備的な指標にすることなど、扱いに気をつけなければいけないと思う。

それから、健やかな成育環境が入っているのはいいと思っている、朝食欠食児童・生徒の割合で、朝食についてはよく言われるが、山野先生の調査にもあるように、実は夕食がしっかりとれていないという子もいたり、私たちがやる中でも、夜9時とか10時になっても安心できる大人と一緒にいられない子供がたくさんいる。母親が夜の仕事に行ったり、2つ目のパートの仕事に行ったりして、12時ぐらいまで子供だけである。そこが学力低下や生活不規則につながるため、児童福祉の観点も含めて、例えば夜9時以降に安心できる大人と一緒に家にいるといった指標があってもいいと思う。諸外国だと、子供だけで留守

番をさせると捕まるようなことがあり、海外の方と話していると、何で日本はそれが無いのかということも言われる中で、しっかりと子供が家庭で成育できる環境をどう整えるかという点では、朝食の次のステップとして夜の問題があると思う。

それから、ひとり親家庭の親の正規雇用の割合というのはいいと思っていて、今回、相対的貧困率が下がったということは、非常にめでたいニュースだと思っている。最低賃金が上がったり、少し景気が良くなったりといった要因があると思うが、支援メニューが充実するのはいいのだが、どなたも支援をたくさん受けたいわけではなく、できるだけ早く自立したいというのは、全ての母親、父親が思っている中で、どうやって就労を支えていくかというのは重要だと思う。

そのため、ひとり親家庭の親の正規雇用の割合に関しては、一步踏み込んで数値目標を持たせるとか、大企業の中で正規雇用で何人のひとり親がいるとか、3人に1人が離婚をする中でひとり親の方をどう支えるのかといったものがあるとよい。特に父子家庭の方が、離婚をする前は正規雇用だったのに、子供のために早く帰らなければいけない、残業ができないのだったら正規は無理だと非正規に転換させられるような話も聞いており、そういうことを防いでいかないといけないと思うため、ひとり親家庭の正規雇用の数をどう増やしていくかというところは、一步踏み込んで、経済界とも協力しながらやっていくことが重要と思う。

また、養育費も非常に重要な問題であるため、ここも数値目標を入れるぐらいのことをして、2割以下しかもらっていないとか、新算定基準があるにもかかわらず、なかなかそれが広まらない中で、もらっても低いという問題があるので、収入を増やすというところをどう支えていくのかという議論をもう少ししっかりとやっていただけるといいと思う。

各論で言うと、生活保護家庭の大学進学の問題を、今、生活保護の審議会でもやっているが、世帯分離があるために、大学進学を諦めるという生活保護家庭の子がいることが時勢に遅れていると思うため、ここに関しては、生活扶助や住宅扶助をばさばさと切るのではなく、ちゃんと大学に行けるような形にしてほしいし、一時金のようなものも検討いただいているかと思うので、進めていただきたい。

また、ひとり親家庭の児童扶養手当の支払回数を増やすことについて、現場の方から聞くと非常に重要で、結局どかっと入ってしまうため、使って、足りない分を借りて、また入るといって自転車操業になってしまう。できるだけ小まめに、毎月の生活設計が立つようにするのが良いため、是非これは進めていただければと思う。



最後に、先ほど未婚の母の問題があったが、妊娠中退について、高校のときに妊娠をすると、決まっているわけではないのだけれども、中退をしてしまって、その後の生活がすごく苦しいということがあり、これは女性だけが非常に被害をこうむっているという面も含めて、妊娠中退がなくなるように、妊娠をしても高校を続けたいとか、卒業したいという意思がある方はちゃんと高校を卒業して、自立をして家庭を持っていけるようにしていただければよいと思っている。

#### （工藤構成員）

当たり前なことだが、私たちはかわいそうだから子供を応援するというのではなく、私たちの未来をつくる子供を今ちゃんとしないと、私たちの未来はないのだということを、専門の方だけではなく、国、自治体、国民全て、先生、ソーシャルワーカーが、もう一回自覚をしっかりと持たないと、言葉遣いも貧困だから来なさいというような参加しにくい溝を逆につくるという危険性がある。

あしなが育英会は、子供たちはまず若いこと、貧困であって苦しみを知っていること、厳しい体験をしている中で、志を持っていること、そういう状況から人材が育つことに期待して子供らと接触している。

そのため、学校プラットフォームの問題、場をつくる、そこにそういった人をちゃんと投入する。貧しい人同士が助け合う、分かち合う、そういう仲間との出会い、そういった中から連帯を築き、そして自分たちで感謝し、自助、自立していく、恩返ししていくというような、助けてあげるところは大事なことだが、そういった考え方を一度全国民に持っていただいて当たっていくということを常に忘れないように取り組んでいただきたい。

#### ●地域子供の未来応援交付金について

##### （金子構成員）

交付金の是非について、議論があったということであるため、一言。自治体が様々な行政施策を推進するに当たっては、施策対象の現状はどうあるべきかということについて把握する必要があるため、実態調査の補助をしていただき、実施できることは非常にありがたいことと思っている。

子供の貧困対策については、個々の地域というより、やはり全国的にきちんと取り組むべき内容だと思っているため、そういった意味ではスタートとして、各自治体はその地域の子供、あるいは世帯の状況をしっかりと把握することは当然のことだと思う。そういった意味では、やり方についても工夫しながら、この交付金については是非とも見直すべきは見直して、継続していただければと思う。

(松村構成員)

私も同じ交付金の関係で、先ほどエリア支援という話があった。今回、有識者会議に出させていただき、全国の貧困に対する指標の推移は私ども都道府県にしてみれば、都道府県間を比較する、全国と比べて私の府県はどうなっているのだというのを見るためにはすごくいいものである。ただ、一方で、エリアということ私ども都道府県として考えると、市町村ごとであるとか、市町村よりももう一步踏み込んだ地域ごとであるとか、しっかり把握していく必要があると思っている。

もちろん、大阪府が実施したような悉皆調査に近いような調査も必要だが、それだけではなく、事業を実施していくと、やはり経年的に評価をしていかないといけないため、私どもとして、常に情報が入ってくる指標は何かというのを考えた上で、この地域はどんなふうに変ってきているのだということをもまず考えていきたい。

貧困対策をやっていく上で一番困るのは、今、文部科学省にしても、厚生労働省にしても、内閣府にしても、いろいろな施策を実施していただいている、私ども地方自治体はどうかというと、ジグソーパズルのようにそれを組み合わせることができる。この組み合わせたことを、今度はコーディネートしていく、ネットワーク化していくというのは、多分私ども京都府であるとか、市町村がやらなければいけないところ。それを地域の状態に応じた形でやらなければならない、ある地域はジグソーパズルを5つ使う、ある地域は3つでいいという形だと私自身は思っている。それを組み組んでいこうと思うと、それぞれの地域に応じた評価をしっかりとした上で施策を展開していく必要があり、交付金というのは私どもとしては大変ありがたいと思っているし、子供の貧困対策そのものは2年や3年で終わるわけではないため、是非継続して取組ができるような形をお願いしたい。

(山野辺構成員)

交付金で計画を策定した。矢吹町の場合、首長の理解、あるいは財政の理解があり、策定に至ったが、まだまだ町村レベルでは理解がされない。町村が取り組む事業なのか、あるいは貧困対策を率先しなければならないのか、貧困は個人的なことだろうということで、もっと国を挙げてのPRと取組をお願いしたい。

加えて、事業を実施できるところ、あるいはやりたくてもできない町村ということで、貧困対策の事業に対しても、今後、差が生じてこないかと懸念している。ヒト、カネ、モノ、全てにおいて町村は非常に苦勞している。財政的な支援というところで、継続した積極的な支援を要望してまいりたい。

(末富構成員)

交付事業について。KPI設定については慎重な判断が必要。私の考えでは、子供の貧困対策自体は萌芽期にあるとても若い政策で、これから成長期に入っていくところであるため、例えば基礎自治体の取組度みたいなものをKPI化することはできるが、学習支援や生活支援のパフォーマンス指標みたいなものは入れてはいけないものであるため、その選り分け自体を恐らく研究事業化する必要があるだろうと思う。

それから、調査事業については、補助額が低過ぎるといのがいろいろな自治体から聞こえてくる。

あとは、基礎自治体の取組をどれだけ盛り上げていけるかということで、事業をもう少し自治体が取組みたいけれども、まだできていないようなものをあぶり出すと、良いメニュー化ができる。あと、地域資源は偏っているため、非営利部門や時には営利部門との連携でいろいろな人材が関わっていくことが重要であり、地域資源自体の育成事業、特にノウハウのあるNPOの育成プログラムみたいなものを全国展開できればよいと思う。

あわせて、この交付事業自体をエリアごとにもっと丁寧に周知していく必要があるかと思う。そこへの基礎自治体の参加率自体、恐らくKPIの一つになってくるだろうと思っているため、そういったKPI化するものはする、すべきではないものは断固としてしないでいただきたいというお願いはしておく。

## ●その他

(武藤構成員)

資料1の5ページ。子供の大学の進学率の内訳の推移について。これを見て一目瞭然で、児童養護施設の子供たちが大学等に行く、左側に専修学校もあるが、断然低いと、是非伸ばしたいという思いがある。

しかし、進路指導は児童養護施設独自でやらなければいけないのだが、なかなかできていないという実態がある。東京では自立支援コーディネーター等を置きながら、様々な情報を得て、計画から、進行から、アフターケアも含めてやっており、大学進学率等が非常に上がっているが、全国的に見ると非常に低い。

そのため、今、施設では小規模家庭的養護ということで、保育士、指導員が食事づくりとかを含めて担って、肝心なところできていない。これは以前から厚生労働省にもお願いしていたが、自立支援を本当に推進できるコーディネーターや自立支援担当職員のような人をきちんと配置して、是非進学率を上げたい。

また、資料2の1ページに高校の進学率等の表があるが、下の児童養護施設の子供の進学率というところで、高校の進学率は非常に高い。この中に、特別支援学校等に行っている子供たちがどれぐらいいるのかを見ると、生活保護のところでは特別支援学校に行っている子供たちが増えているということだが、私の想像では、児童養護施設も相当増えてきているのではないかと思う。大学に行ける子供たちはいいが、発達に障害がある、知的に障害がある子供たちも、この貧困という中であえいでいる子供たちがいるため、その点にもポイントを当てていく必要があるのではないかと思う。

(鉄崎構成員)

子供の貧困、子供にその場その場で何かを与えていても、やはり親の経済的自立がないと子供の貧困は絶対になくならないと思う。今のところ求人が増えているようだが、実際我々が現場で見ている求人というものは、正規、非正規にかかわらずほとんど今までと変わらない。求職も減っている。

人口の関係かもしれないが、求職の内容が悪いのと、募集人数が少ないのと、いろいろな求人を紹介するのにミスマッチという問題が常に出てきて、なかなかこれも改善されない。

正規雇用といっても、最低賃金が上がってくるとぎりぎりの線で、それこそ保障も何もないような正規雇用が多くある。こういう実態も御存知だと思うが、もう少し調べて、改善の方向に指導をお願いしたい。

経済的自立をお願いするとともに、養育費は、もらうと決めていても2割ほどの人しかもらえないため、何とか国が取り扱ってくれるような方法がないものかと思う。

もう一つ、幼児教育について。本日は出てなかったが、当初から5歳児教育が大事だという話を聞いていて、どんなものになるのかと私も思っていたのが、これからだんだん幼児教育の無償化とか出ており、学校へ入る前の5歳児教育というものがどうなるのか、義務化になるのか。今のままだったら、保育所と幼稚園とがそれぞれやるような感じになるが、保育所に待機児童がこれだけあるのに、進められるのか疑問がある。また、義務教育の徹底した指導、落ちこぼれの少ないような教育をしてやってほしい。それが高校の中途退学の抑止にもつながっていくのではないかと思う。まず一番お願いしたいのは、ひとり親家庭の自立支援。

○調査研究について  
(事務局)

資料5と参考資料2。

3月に指標見直しの方向性を取りまとめたが、このもとになる海外の指標の例や日本の先行研究を取りまとめたのが、参考資料2の概要と冊子で配っているものである。

もう一つは、資料5。今年の調査研究について、去年の研究は、どちらかというと、学術論文などを基に演繹的にやってきたところだが、今度は地域の貧困対策の取組に目を向けて、地域における子供の貧困対策がいかに成果に結びついているのか、ワークしているのかということを経つか自治体を洗い出して、効果測定なども含めて幅広く検討してみたいと思っている。詳細は資料5。地域の実態を把握して、今後の指標や大綱見直しの検討の一助としたいと考えている。

調査内容の詳細は、「2 調査内容」の(1)(2)(3)。

(以上)